

## 第4回宇都宮市安全で安心なまちづくり懇談会会議録

- 1 日 時 平成16年9月30日（木）午後2時00分から午後4時09分まで
- 2 場 所 宇都宮市役所14階D会議室
- 3 出席者 上野節子委員、大堀導子委員、加藤眞早代委員、香取保男委員、 笹野美江子委員、佐藤六夫委員、杉田明子委員、杉原弘修委員、田崎真光委員、寺崎保史委員、中村明美委員、原沢志壽於委員、平野浩之委員、松本カネ子委員  
(欠席委員 大根田倭之委員、鎌倉三郎委員、辻 博明委員)  
事務局 岡地自治振興課長、齋藤自治振興課長補佐、大嶋自治振興課地域安全係長、坂本総括主査、古滝主任
- 4 議 題 (1) 第3回懇談会会議録について  
(2) 条例に盛り込むべき事項について  
(3) その他

### 1 開会（午後2時00分）

- 開会に当たり、欠席委員について及び傍聴者がいないことを報告
- 課長が開会に当たって挨拶

会長 議事に入ります前に皆さんにお諮りしたいのですが、懇談会の回数について  
今日が第4回で次回が第5回で一応最終回という予定になっておりますが、  
思いがけないと言うと大変恐縮ですが、普通の懇談会では余り意見が活発で  
はないのですが、この懇談会は皆さんのが大変活発に意見を発言され、この  
状況では、5回の懇談会では時間が足りないのではないかと思いまして事  
務局と相談しましたらところ、1回増やして6回開催しても予算上可能と  
なりました。そこで、皆さん方も色々ご都合があると思いますので、皆さん  
のご意見をお聞きして、差し支えなければ懇談会を6回までということでお  
願いしたいと思いますが、ご異議ありますか。日にちによってご都合が  
あるとは思いますが、第6回の最終回は1月の皆さんが出発しやすい時期と  
いうことになります。いかがでしょうか。どうしても予定通りでないと困  
ります方いらっしゃいますか。事務局はよろしいでしょうか。わがまま言

いまして申し訳ありませんが、ご異議がないようですので、1回懇談会を増やすことといたしますので、皆さん今後も活発なご発言をお願いいたします。それでは事務局もご承認いただきましたので、早速、今日の議事に入りたいと思います。

## 2 議事

### (1) 第3回懇談会会議録について

- ・ 会長の進行により、会議録の承認

## 2 議事

### (2) 条例に盛り込むべき事項について

- ・ 事務局から資料に基づき条例に盛り込むべき事項について説明

会長

それでは資料を1ページからご覧いただきますと非常に細かく皆様方の意見を整理してあると思いますが、中には自分の発言の趣旨と違う部分や足りない部分がありましたら、後でご意見を頂きたいと思います。左側の総則的事項で網掛けになっているところは、庁内での検討会で我々の意見を含めて検討していただき、更に検討を要する内容が色分けされております。庁内での検討会で出された意見について、皆さんのご意見をいただければ、今後、庁内で検討する上で役に立つと思いますので、網掛けのところも皆様のご意見をいただきたいと思っております。

以上が今日ご検討いただきたいことですが、余り検討内容を事前に決めてしまい項目を限定してしまうと本日ご用意されてきた発言がしづらくなってしまうので、項目はあくまでも目安ですので、資料にこだわらず今日を含めあと3回ありますので、活発な発言をお願いします。栃木県は次の第4回が最終回ですが、余り活発な意見は出ておりませんが、こちらの懇談会は

活発で大変に優位に感じています。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご自由にご発言をお願いします。

課長 事務局の説明の中で、3ページの「その他懇談会での項目以外での施策」今後、推進計画等で検討する項目についても固まっているわけではないので、ここに挙げられた項目に限らず、推進計画に取り込むべき重要な施策がありましたら、ご意見を頂きたいと思います。

会長 資料について事務局より説明お願ひいたします。

事務局 資料説明

会長 ありがとうございました。他の資料も併せて説明していただきました。寄せられた意見の中でも私達が話し合った事と同じ内容も入っております。たくさんの方がこの問題に関心を持って色々な方法や要求を出されている事が非常によくわかります。このような市民の要求に合うような条例案を作っていくかなくてはならないと思います。

それでは、どなたからでもご意見を頂きたいと思います。その前にご準備されていましたら、A委員さんをご指名させて頂きたいと思います。最近、河内町で犯罪が増えてきて防犯パトロールを整備することについて話がありましたが、警察署内で犯罪の増加などについて、具体的な対策や検討会がありますでしょうか。ありましたらご紹介いただけますでしょうか。

A委員 全国的に犯罪が増えていまして、2年前から全国の警察で、いわゆる国民の方に身近な犯罪、街頭での犯罪とか住宅に侵入されての犯罪といった一般の方がより危機感を持つような犯罪を減らすため、いくつかを指定して重点的に取り締っていこうということで、平成14年の11月から全国の警察で力を入れています。栃木県においても、身近な犯罪と言いますけれど、全国ではいくつかの罪種、県では6罪種から今年7罪種を指定しまして集中的な抑止対策、また、検挙対策を進めているところです。

去年、全国的には犯罪がやや減少したのですが、栃木県は若干プラスになっています。しかし、今のところは、栃木県は若干マイナスの状態となってきています。現在、特に力を入れているのが、刑法犯罪の30パーセントが駐車場で発生していることから、この駐車場対策に力を入れて犯罪の総数を減らしていくことです。

また、一般の方からアンケートを取りますと、交番に警察官がいて欲しい、パトロールをしてもらいたいという要望が多くありますので、国から措置される警察官の増員分は、優先的に、パトロール・交番、地域警察官といいますか、そういった所の増員を図っているところです。

そういう状況です。

会長 ありがとうございました。それでは、今のようなお話もありますが、ご意見をよろしくお願いいたします。準備してきていただいた方は、最初に発言していただいたほうが、気が楽だと思います。B委員さんいかがですか。準備がなければ後でも結構です。よろしいですか。

B委員 前回は、所用で欠席しまして申し訳ありませんでした。内容は、文書で見

させてい頂きましたが、市の方の説明、それから会長さんのお話の中、あるいはA委員のお話の中、今日とにかく感じたことは、どの文面を見てもあるいは項目を見ても、全てが捨て置けない、全部が全部取り込んであげたい、そんな気がします。こちらに色々ご意見を出してくださっている方もやはり日常の思いがあつての部分があると思います。それでこのような意見を述べられたと思うのですが、条例とか難しい法的なものに変わっていくとこれが素直にそういう形で実際にどのように表したらいいのか。一般の市民の方や、前に話の出たそういった環境におられる方の心の洗浄というか、そういう部分に温かみを加えて、言っている事が見た相手の方にアツと心を打つような条例、規則にしていくには、どのようにしていけばできるのかを感じています。

自分自身も私の家の近所でそういう事が1回あります、私の家は競馬場の前で、山の中の一軒家なのですが、どう言う訳か建てたばかりの頃、近所に家がないのに、夜中の12時頃、玄関のドアのチャイムを押しに来る人がいて、非常に怖い思いをしました。その時にやっぱり一番頼りになつたのは、警察ですね。近くに交番がありまして、電話したところパトロールをして下さったのですが、三日三晩連続してやられまして、何か恨みを買ったのか、全然わからないのですけども、最終的には、自衛のため会社の若い連中に来てもらって、いつも来るのが12時から1時の間と決まっていたので、待機していたのですが、ガヤガヤしてしまって、それ以降は来なくなつたのですけど、そういう風な意味合いからして、基本的にはあるのは地域の方たちのコミュニケーション、それから地区の人たちではどうにもならない、電車の中でいじめられていても誰も助けてあげられない、というようなことがあるように、やはりそれには法的な権限を持った

方々、いわゆる警察の方や公安の方などにも、それ相応に日常の中で、そういうものを見のがさないシステムが一番大事だと思います。色々考えますと、とにかくたくさんご意見があるように、とても裾野が広くなってしまい、どういったところで一旦止めたらいいのかとか、具体的にどういつ方にどのような責任と権限を与えるとか、そういうボランティアを誰にやっていただいたらいいのかということは、非常に難しいと思っています。自分としては、これから高齢社会を迎えていきますが、中には色々なキャリアを積んでいる方もいらっしゃると思いますので、一つの例としまして、今日持ってきたことは警察官のO Bの方がかなりいらっしゃるのではないかと思います。または、自衛官の方などにボランティア活動などの核というかリーダー的立場になっていただいて、基本的にはコミュニケーションが一番大切で、そこに付随してくるのが家庭の教育とか親の自覚などで、全てが一体となってくると思うのですが、いずれにしても非常に裾野が広く、どのようにまとめたらいいのかが、私たちの今回の仕事ではないかと感じています。

会長 はい。ありがとうございました。難しい問題ですね。ではどうぞ続きましてどなたかご意見ありますか。はい、C委員お願いします。

C委員 アイデア通信に寄せられた意見の2番目に老人パワーについて載っていますが、実は老人クラブが段々高齢化している事で悩んでいます。というのは60代70代の人では中々加入しない。老人クラブのあり方が問題なのですが。地域での防犯とか防災、あるいは今後は、地域福祉や環境などの問題が出てくると思いますが、確かに老人クラブの会員は、四六時中地

元滞在型の生活をしているわけですから、日中などは、ウォーキングなど健康のために歩いている人がたくさんいます。その様な方を利用して不審者や一人住まいの方の見回り、あるいは徘徊者などを監視する役割を老人クラブの会員は、日中できる立場にあるわけです。先日、老人クラブが財団法人となって20周年の記念大会が市民会館がありました。その時にどんどん若い人を加入させて、今まで老人クラブは受身であったが、そうでなくて地域福祉の担い手にならなくてはいけないので、がんばろうと呼びかけたところで、これからも継続していきたいと思っています。今のように三位一体の改革の一つの流れなのだろうと思うのですが、段々地域に色々な仕事が落ちてくると地域も迷ってしまう、幅広くなつて大変だなど考えるのですが、老人クラブなどの若手を引き込んで、むしろ地域で喜んでもらえるようになれば、逆に加入してくる方が増えるだろう、そういう考え方を今年から打ち出しまして、来年度からは、1自治会に1老人クラブを作るという呼びかけをやっていきたいと思っているのですが、担い手になるとという考え方で、どんどん老人クラブを活用していただきたいと私自身は思っています。

夜の見回りは老人にはできませんので、若い人たちにやってもらう、そのような中で、資料の一番後ろにありましたが、市の職員が比較的地域に関わっていないのでは、地域のこのような組織化などの色々な問題になると私も若い頃、青少年育成会長や子ども会育成会長など色々やってきましたが、やはり、市の職員が地域の人たちと一緒に活動してくれると周りが違ってきて、よく付いてくると思うのですよ、そういう面で、市の職員も傍観的な立場でなく、行政的にやっていくのではなく、例えば郵便局へ行っている人も銀行へ行っている人も日中仕事をしているのだから、同じなの

です。それが夜、地域で働く時は、一緒に市の職員も積極的に参加して欲しいと考えます。

会長 ありがとうございます。ちょっとお尋ねしたいのですが、老人クラブで若い人とは何歳ぐらいの方なのですか？

C委員 若手会員は、60代70代といっています。概ね60歳以上、老人福祉法の中で老人クラブへ国から補助金が3分の1、市町村が3分の2負担することになっています。老人福祉法を受けて老人クラブという名前なので、市長からもいぶし銀のクラブとか名前を変えた方がいいのではないかと言われたのですが、老人クラブ、その他のこれらを支援する団体等を市町村は積極的に援助しなさいという法の規定がありまして、要綱などで、都道府県市町村は老人クラブ連合会というふうに言われていますが、最近ようやく市の段階でも老人クラブという名称を変えるところが出てきました。

また、全国老人クラブ連合会という組織がありますが、そこでは本旨を替えなければいいよ、いわゆる定款というか規定がありまして、その規定を変えなければどのような名称でもいいよ、という事になっていますので、段々名称も変わってくるかと思いますが、60歳以上の人人が会員の資格を有する、それで国庫補助対象なるのは、1クラブ50名以上という事になっております。

会長 ちなみにC委員は、若い方に入るのですか。

- C委員 私は76歳ですから、60代70代は若いほうになります。
- 会長 私が入っても幼児にしか見られないですね。老人クラブの幼児科になりますね。わかりました。ありがとうございました。今までの議論と少し違った観点が入っておりますが、安全安心の検討課題になります。それでは、次にどなたかお願ひします。若手の方、ご意見いかがですか。それでは、D委員 ご準備されているようすでよろしくお願ひします。前回も準備されて来て皆さん圧倒されましたけど、よろしくお願ひします。
- D委員 今日お配りいただいた資料の盛り込む事項の中に地域コミュニティなどが載っていますが、前回の議事録を見ていて、キーワードとして気になつたのが、犯罪者が育たない環境づくりや犯罪者が生まれないような点にウエートを置いた条例、実行型、学校・家庭の教育等でした。その中で犯罪抑止のための狙われにくい環境とかパトロールとかの対策とともに重要な土として犯罪を生まないためのしつけや教育について考えてみました。  
子どもたちが、道徳・行儀・常識・知識など様々なことを身に付けるためには、家庭、学校、地域などの子どもを取り巻く環境が融合し合ってこそ一人の人間としての必要なことが身に付いていくのではないか。そうしますと、地域コミュニティの再生、健全化という視点が不可決ではないかと思いました。要するに犯罪を減らすということは、地域コミュニティの健全化と同一であるという視点が必要ではないかと思いました。しかしながら、地域コミュニティが大切だとわかっていても煩わしさを感じている人たちも私の知る範囲でも大変多いです。完全に崩壊してしまったのではないかと心配するぐらいの声が良く聞こえます。地域コミュニティの再

生のために、より多くの人が負担感なく参加可能な事とは何かと考えると、コミュニケーションの基本は日常のあいさつからではないかということで、あいさつ運動を見直してはどうかと思った次第です。

あいさつが基本になると考えた場合、効果的、継続的な実施の方法が重要になってくるのではないか。今までのあいさつ運動というのを見て見ますと大体、月1、2回とかで、毎日、日常的に実施されていない場合が多いようです。日常的なことを日常的に家庭や学校を中心に地域全体で負担感なく楽しく継続していくいかのを考えました。そこで、学校を基盤とすることで、先生、子ども世代、その親世代、この3つが一体となるわけですから、そこに警察や行政が加わって補完していくことでコミュニティの再生をしながら防犯活動に繋がり、ひいては犯罪を生まない社会の創設に繋がることを期待したいと思いました。継続させるための具体的な一つの案ですが、例えば保育園・幼稚園・小・中・高校に、毎朝時間に地域住民が集まりまして、あいさつ運動を繰り広げる。セキュリティー上、登録、許可証等が必要となるとは思いますが随意で、随時という形式に設定することで、誰にでも参加しやすく継続性が保たれやすいのではないかと思いました。さらに、形式的に終わらせないためには、定期的に園長や校長とあいさつ運動に参加している人たちや父母たちと懇談会を設け、全員参加型として責務をそれぞれに果たしていくような事を考えてもいいかと思いました。子どもたちの健全な育成と同時に高齢の方々に社会的に重要な役割を担っていただくことで、結果的に生きがいに繋がることも切望しております。学校を主体にコミュニティ作りをしていくことは、期待がもてるのではないかと考えました。これが市内全体に広げられたら色々な事が変わっていくのではないかと期待したいと思います。

会長 はい。ありがとうございました。E委員どうぞ。

E委員 あいさつ運動ということで、以前にあった例なのですが、朝早く怪しいような人が、ガラス戸を開けようとしていたところ、そこを通った近所の方がどうしようかなと見ていると、本当に怪しいけど言葉をかけていいのかどうか迷った時に「おはようございます」と大きい声で言葉をかけたそうです。そうしましたら、その方は空き巣に入ろうとしていたと思うのですね、それがビックリして、あわててその現場から、離れていったという現実があるのです。そういうもので、あいさつ運動というのは、犯罪を無くすための一番基本的な事になるのかなというのを感じました。今、学校とかで、あいさつ運動を盛んにやっているのですけど、子どもたちは中学校、小学校でも「こんにちは」「おはようございます」と顔を見るとあいさつをするのようにはなっておりまますね。でも、その子どもたちの親は、余りあいさつができない。どうしてそうなのかな。子どもにばかり言うのではなくて自分たちも率先してあいさつをするようにしたら、世の中がもっと明るくなるのではないかという感じがしますので、あいさつ運動みたいなものも条例の中に盛り込んではどうかと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。あいさつの重要性ということですが、私もそう思うのですね。あいさつといいますか、別に言葉であいさつしなくても顔を合わせたときに、ニコッとするだけで、この人悪い人じやないなと思い込んでしまいどころがありまして、余りあいさつがしつこいとかえって怪しまれることもありますけど、節度のあるあいさつと言いますか、そういうことここができなくなって、条例の中にあいさつすべきだというと何か妙な

感じがしますけど、非常に大切なことなので、それを視野に入れた条例作りはあり得る思います。それでは、どうぞどなたか。F委員いかがですか。いつも1番にご発言されているのにじっと我慢していらっしゃいますか。お願いします。

F委員 はい。この会は不思議な会と冒頭に伺いました、発言を慎むつもりはないのですが。アイデア通信を私なりにまとめてみたのですが、やはり、初めに言葉ありき、その中で「声かけ」「言葉かけ」「あいさつ」など含めてみると、寄せられた意見の方々も私どもと同じであり、市民の安全で安心の生活を願っているのだなと思っております。今、会長が、あいさつを条例にはどうか、ということですが、地域コミュニティの始まりはあいさつであるという捉え方ならば、入ってもいいのかと思っております。コミュニケーション関係を含めまして、「言葉かけ」、「話しかけ」の次が、住民の安全意識の高揚ということに繋がると思います。そこに町内の連携、防犯隊の組織なども入ります。街灯無しの環境や、騒音（汚染公害）が安全・安心の生活を妨害しているような気がしています。全体の基盤が家庭ではないかと思います。このアイデア通信に寄せられた意見をまとめますと、しつけとかモラルの向上、注意する、叱るなど命の大しさなどが上げられておりますが、老人パワーの活用も入れて高齢者、児童、幼児などと障害者も含めまして、何か考えていくべきだと思っています。それから、どなたも触れておりませんでしたが、ある方から防犯関係のグッズの補助金を考えていただけないかというご意見がありました。今日いただいた市ほうの資料には載っておりませんが、多分防犯環境づくりの中に含まれているのではないかと解釈しております。

最後になりますが、私は「ボランティア」ということは余り好きではないのですが、ラテン語の「ヴォランタス」=「自主的」「主体的」「意欲的」という意味でありますので、そんな観点から、青少年の育成とかの広報誌を積極的に取り組むように考えてみたらどうかなと思うのであります。会長から指名されて少し長いかと思うのですが、市から出された条例の項目の中に命の尊さをモラル、その他のところに入れることができ大事ではないかと。教育の所だったと思うのですが、イの基本的な施策に関する事項の中の（イ）の教育の実施の中で、規範意識を高揚することとあります。規範意識の根底は命の尊重ではないかと思っております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。突然の指名で申し訳ありませんでした。F委員は、きちっとまとめてお話になるので、いきなり質問してしまうと、まとめて話をしようとするシステムが、壊れてしまうので、後でまたゆっくりご発言いただきたいと思います。まとまって話さなくても結構ですのです。

はい、G委員お願いします。

G委員 失礼いたします。総則の一番、目的の中に人間づくりということを入れていただきと思います。以前にいただいた資料の中で、岐阜市の安全条例の中の冒頭に出てくるようなことが、非常に求められてくるのではないかと思っております。この中には、未来を担う子どもたちが、健全に育つことができる社会環境をということで、かつ全てのものが安心して暮らすことができるという文言が入っておりますので、このようなことで、まず最

初締めて頂ければとありがたいかなと思っております。それと全体的に作って終わりではなく必ずそれを実行できるような何かの組織をきちんと作っておいたほうがよろしいのではないかと思っております。例えば、松山市の安全で安心なまちづくり会議などがありますので、参考にするといいかと思っておりました。必ず作ったからには、市民の安全をいつもいつも確認できるというような、どこかの組織があるとありがたいかなと思っております。以上です。

会長 ありがとうございました。どうぞご意見を下さい。

H委員 はい。どうぞH委員。

H委員 安全で安心なまちづくりについて聞いていたら、皆さんの考えてい  
る安全、安心と私の考えているのと違いを感じています。それは多分自分  
のやっている仕事やボランティアの分野がとても安全ではない、深刻な状  
況の中に置かれていて何とかこれをしなくてはと思って毎日奮闘している  
からですが、安全の反対にあるのは何かといいますと、私にしますと危険  
な状況です。「安全な」といったときの反対の安心ではない状況を体感して  
いるわけですね。それは何かというと、この前話題になったかと思うので  
すが、小山市で二人の兄弟が、同居している人に川に放り込まれたよう  
なことがありました。その時にですね、児童相談所の対応が悪かったであろ  
うとか、色々な事が取りざたされてくるのですね。その時にあの兄弟が、  
怪我をして飛び込んだコンビニの店長さんは、これは虐待だということ  
で、児童相談所に通報しているのですね。その後で、犯人がですね、ガソ  
リンスタンドで、その子たちを連れまわして、川に放り込むまでの何時間

かの間に異常な状況を把握しているのです。だけれどもそこでは通報がないのです。そうして見ると私たち市民は、虐待防止法の中で、虐待を発見したものは通報しなくてはいけないという義務があるのですが、だけれどもこの法律を私たち市民が、活かしているのか活かしていないかということに大きく関わると思うのですね。

もう一つ私は、DVの相談を受けています。この相談は、毎日毎日ものすごい量で、相談が寄せられます。非常に危機的な状況なんです。だけれども、例えば、妻が助けてくれ、警察に通報してくださいと隣の家に駆け込んだ時に、隣の人はご主人がやっているし、ここで警察に通報したら、夫が会社を辞めさせられるようなことになったら、大変なことじゃないかということで、通報しない。DV法にも発見した人は、妻の了解を得て、警察なり暴力対策支援センターなどに通報しなくてはならないという努力義務があります。しかし、全くそういうものが知らされていないと思います。一般の人が知らない、町の人権擁護委員とか民生委員とか色々な方がいらっしゃいますが、そういう所に妻が危機的な状況で行ってもやはり家庭の問題だからということで、奥さんもう少し我慢したらどうですかと説得して返してしまうとか、あるいは、警察、司法関係がそうですが、家庭のことだから民事不介入だということで、ある意味ではそれが法律もないまま放置されてきたのですが、結果的にはここ2、3年の警察庁の統計によると3日に1人の妻が、夫に殺されているのです。これが現状なのです。これは警察庁で殺人事件として扱われる夫から妻への殺人事件ですが、警察に行かないで、病気になって怪我をして、入院してそのまま死ぬ人もいるかもしれないですし、ストレスを抱えて違う病気を併発して亡くなる人もいると考えると膨大な家庭内暴力の被害者がいるわけです。統計

を持ってくるのを忘れたのですが、殺人の被害者になったり、子どもたちが性暴力の被害者になったり、虐待をされたり、亡くなったりするというのは、見知らぬ人の犯罪ではないのです。家庭の中で父親であったり、夫であったりする人たちの犯罪によって怪我をさせられたりしているのです。そうして見ると私たち市民がアンテナを持っていない、だから守りきれないという所があります。病院でも妻が骨折したり、頭蓋骨陥没がありたり、夫に車で轢かれそうになったりということで、病院に行くのですが、それを夫がやったことが何となくわかついても、それを事件化していかない。その結果、段々エスカレートしていくというDVの事件があります。こういう問題は、離婚になった時、調停や裁判になってしまっても、いかにも覚せい剤をやっています、お酒を飲んで暴れています、そういう風に見えないだけに、女性たち、子どもたちの言うことを信じてもらえない。男性は、社会性がありますから、こういうことがあったので、つい手を出したというんですね、でそのまま信じていたら、とんでもない事件になってしまうことが続いてしまいます。

私が考えるのは、市民への啓発ですね、DVとか虐待などの問題について市民が関心を持つよう啓発ということを担っていかなくてはいけないのかなと思っていますので、是非、盛り込んで欲しいと思っています。

会長 ありがとうございました。H委員には第1回の時にもご提案いただきました。この条例との関係で、どのような規定内容になるのだろうか。どのようにして条例でその問題に入り込めるのだろうか。ということが大きな課題です。DV法も虐待防止法があるにもかかわらず、法律を市民が知らないのか。あるいは知っていても守れないような社会基盤、状況がある

のかと言えば、たぶん、仮に知っていても、あるいは知らなくても常識的にそうしてもいいのにしないというのは、我々が、先ほどからずっと議論となっているように、些細なこともできなくなっている、あいさつもしなくなっている、あいさつもしないのに他人が恐ろしい思いをしている時に自分のことのように真剣に考えて通報したり、手を出したり、皆で助けに行くということは、あいさつもできないような地域住民にできるわけがない。私たちがずっと話していることは、そのレベルよりずっと下で、法律で決められている市民の義務より、更にもっと低いレベルのことを議論してきたように思います。こう言った事が積み重ねられていけば、家庭内のことでも夫の思うように勝手気ままに振舞わないような社会状況が作れると思います。それから、条例の中に例えば、憲法に規定するような人間の尊厳という項目を入れ、これは全てにおいて基本ですという表現をもって、条例の持っている意味合いを理解してもらった上で、と言うようなこともありますて、具体的にDVとか幼児虐待とか老人虐待の問題を条例の上で、どのように扱っていくのか。ご意見があれば、H委員をはじめ、提案していただきたい。条例の中にはこういう表現を盛り込むことで、具体的に市民に啓発したり、そのための会議を作ったりすることができる。あるいは、そのグループをどんどん広げていけるというようのご提案いただきたいと思います。

それでは、他にご意見どうぞ。今のことと関連しても結構です。I委員何かございますか。弁護士の立場でどのように思いますか。

I委員

弁護士の立場と限定しなくていいですか。

安全で安心なまちづくりのために、どうしたら良いかと言う事で、これま

で皆さんで話し合ってきたわけですが、今回の安全で安心なまちというの  
は、犯罪を念頭においてということで、犯罪が起きないようにするために  
は、どのようにしたら良いのか。ということを私なりに日々考えているの  
ですけど、犯罪を起こさないようにするには、まず、犯罪者と言われる犯  
罪を起こす人が自主的に犯さなければ一番いいわけですよね。ただそれが  
難しいので、自分たちで身を守ろうということで、防犯という考えも出て  
くるのだと思うのですけれども、皆さんのこれまでのお話だとそれは二本  
立て、両方ともこの条例に入ってくるのだなと思いました。犯罪者がいな  
くなるというか、犯罪を起こさないようにするために、教育が必要だとい  
うことで、しつけとかそういった話が今まで出て来たのでしょうし、それ  
と防犯、自分の身は自分で守ろうということで、今回いただいた資料の中  
で、イ 基本的な施策に関する事項というところでも、色々防犯に関するこ  
とは書かれていたと思います。

今、H委員さんからお話がありました、家庭内とかの犯罪を周りの人た  
ちがどのようにして守ってあげたら、というか手を差し伸べたらいいのか  
というの、大きな意味では犯罪を防ぐということですから、防犯  
に含まれるのではないかと私は思いました。防犯というと基本的に自分  
の身は自分で守るという考えにいくのでしょうかけれども、犯罪を防ぐとい  
う意味では、他の人が被害者にならないように周りの皆が助けてあげるとい  
うのも犯罪を防ぐという大きな枠の中に含めてしまってもいいのかなとい  
うふうには今、咄嗟に思ったことなので、詰めて考えているわけではない  
ですけれど、そのように考えました。

そもそも犯罪者が、いなくなれば一番いいというのが、根底にはあるの  
ですけれど、そうするためにはどうしたらいいのかというと中々難しいと

ころもあると思います。それで先ほどのように教育等ということは当然盛り込んでいくことでしょうし、犯罪者が犯罪しにくくするまちづくりということで、自分たちが防犯のために色々な施策をするというのも重要なことだらうと思います。以上です。

会長 ありがとうございました。先ほどおっしゃっていましたが、資料1ページ左、網掛けの庁内の検討会で犯罪に遭わない、犯罪を起こさない人づくり、環境づくりもあると思いますが、それをどう盛り込むかを検討して欲しいと実は私も考えていたのですが、言わば犯罪に遭わない、犯罪を起こさないというのは、我々のジャンルで言えば犯罪論なのですね。それで二つに分かれて、加害者論と被害者論の二つです。加害者論とは、どういう立場で、加害者論を論ずるべきか。前にI委員は、加害者の人権、被疑者の人権と言ってもいいかもしれません、犯人の人権と言うのも考慮した条文にならないか。ということをおっしゃっていました。これは、少数意見で、それ以後ほとんど議論になっていましたけれども、いわばこれが、加害者論なのですが、それと被害者論、これは皆さんを中心になって、我々は犯罪の被害者にならないためにどうするか。ということで環境を整える教育をすると、要するに加害者が加害者にならないための施策でもあるのですけれど、ということで非常に難しい議論なのですね。我々は、日常的な話をずっとしていますので、そう感じないのですけれども、理論的に詰めていきますと犯罪論となると非常に難しい。しかしそれはそれとして、加害者論なり、被害者論なり、大きな意味ではそういう意味ですが、更に進んで議論して、やはり1回延ばして良かったです。こんなに難しくなるとは、思いませんでした。H委員どうぞ。

H委員

難しくして申し訳ないのですが、犯罪者がなくなればいいということなのですが、どうして犯罪を起こすかということをデータで見ますと例えば、虐待を犯す、DVで妻を傷つける人は、その60パーセントくらいの人が自分が子どもの時に虐待を受けたり、自分の家庭の中で暴力が繰り返されているものを学習している、見たことがある、世代を超えて暴力が連鎖をしていく。だから何もない普通の子どもなのに突然キレてナイフで人を刺したという事件があり、新聞などで報道されるのですが、何もない普通の健全な家庭の中で、お父さんとお母さんが仲良くしていて、その中で子どもがナイフを振りかざして何かをするということは、突然の精神的な病気になってしまった、とかそういう事でしかないです。家庭の中にそういう抑圧されたものが蓄積されていったり、大人の男性が非常に暴力的な事件や、子供時代の生育歴の中に非常に愛情飢餓であったり、暴力家庭で育っているという事が言われております。こういうデータをはっきり出していくと犯罪を無くすには、ということがキーポイントになると思います。

会長

続いてどうぞ。J委員、手があがったようですが。

J委員

皆さん大変ベテランなものですから、私が見ていると1番最初にC委員からお話があったように、老人を高齢と名前を変えた方がいいのではないかということも考えてみたりしたのですが、やはり、犯罪の問題は、非常に難しいです。これは我々防犯協会でも専門家のように色々考えてやるとな般の人は付いていけなくなってしまうのではないか。大体広い意味で悪いとか良いとかいう意味で条例が作られている。法律もそうだと思いま

す。ある程度その分野、分野に行けば細かくはなっていきますけども。やはりざっくばらんに話ができるようなボランティア的なものや、そういう方々の集まりで、リーダーを養成していかないとやる人がいなくなってしまったり、防犯に協力する方々は難しくて出来ませんと言われてしまう。実際的には、自分が自分の身を守るというのが建前で、家庭が守っているのがあたりまえで、それを出来ないから、人がそれを見たり、人に頼んだり、色々な方々が出てきてそれに協力したりして、犯罪を無くなるようにしようというのが、建前だろうと思っております。したがって、大勢の方々が参加し、それに協力をやっていける、C委員が言ったように市役所の職員がやらないとか、そういうことではなくて、市役所の職員も外に出たときには、いい意見を出してもらって、県の職員にもやってもらう。ボランティアの問題で消防団をやっていまして、最近、見直されて消防団に入るようになってきました。前は、入らせてくれなかつたのです。しかし、地域に根付くためには、絶対に地域に住んでいて、そこから通っている人が夜中でも一緒にボランティア的に火を消しましょう、入っていないと困るということで、大分入るようになってきた。その様なことで、条例には色々な人が入れるような枠組みを作っていただければよろしいかと思います。ここにもありますけど、教育の問題とか自主的防犯の人材を増やすとかリーダーを増やすとか色々あります。

全国で出している防犯手帳がありまして、この中にものすごく詳しく書いてあるのです。前にも話しましたが栃木県防犯協会の事務局長に言っていただければわかるのですが、条例的にできています。手帳にどのようなことをやっているか、どのようなものが暴力団であるか、ここに全部書いてあります。このような手帳とかを一つ持っているといいと思います。

- 会長 ありがとうございました。他にご意見ございますか。
- E委員 先ほどのDVとか虐待に関してなのですが、小学校の入学式に行きますと必ずクラスの中で、3人くらい、じっと我慢して式の間おとなしく出来ない子どもがいます。大体1割くらいは専門に先生達がついて静かにさせる状態です。小学校でも授業をしていても、急に立ち上がって外に出てしまうということで、担任の先生に携帯を持たせて、出て行ったことがすぐに職員室にすぐ繋がるようにして、空いている先生が探しに行くというような状態の子どもが、クラスの20人～30人の1割くらいはそういう子どもがいます。そういう子どもが生まれる原因はまだわからないということなのですが、その多動性というものがあって、じつとしていられない。これは、先天性のものもあれば後天性のものもあるということで、本をたくさん読んでみるのですが、中々それがどういうことでそういうふうな子どもが生まれるのかという原因がこうだというものが無いようです。そのような子どもが大きくなった時に急にギレてしまうとか、家庭の中でも今は母親が働いていますので、中々子どもの面倒を見られないとか、意見を聞かないとか、学校で何があったのと聞いてやれないこともあります。子ども自身にもストレスが溜まる、そういうこともあるようです。言ってみれば全て社会がそういうふうに回っているということになるのかもしれませんけど、大きい意味でいった時にそれをどう変えていったらいいのか。それを一つの大きい流れの中で変えていくということは中々至難の技ということですので、結局は基本的なことから、やっていかなければならぬのかというふうには思います。DVにしても何にしても本当に繰り返される。自分が、子どもの頃、虐待にしてもいじめられていた子

どもは、親になった時、自分の子どもにもそれを繰り返すということですから、これがやはり人間性というか、その人間性をいかに普通の人格に持つていけるのかという本当に大きい意味で難しいと思います。まとまりがつかなくて、申し訳ありませんがそのように考えております。

F委員 すべての子どもは、満足と不満足の中で生きていると思います。非行化したり犯罪に結びつく、吸ってはいけないタバコを吸う、茶髪など、これらも友達と一緒にいる所属感ということで、全ての行動が大人、親、社会へのメッセージと捉えてあげたいと思っております。それをどう早く捉えるかどうかによって、非行に走らない、罪を犯さないなどの防止になるのではないかとも思います。子どもたちは、からだ言葉を毎日出しております。中学生、小学生高学年になると「別に」と言うが、あれは、「別に」という意味ではなくて、「かまわないでくれ、俺中学生だから」とかそのように深い意味（メッセージ）を持っているわけです。こういったことを理解して、「おっ、うちの息子は『別に』でもしゃべるようになったのか」と喜べるような受容する親であると同時に、子どもが出しているからだ言葉を読み取る力、これがまず親が身につければ、親子のコミュニケーションも豊かになるのではないかと思います。そのためにも私は、自治会などで研修の場が必要ではないかと思います。子どもの行いは、全てメッセージであると捉えた方がよろしい。悲観するのではなくて、プラス思考で考える方向です。それから二つ目ですが、新生児・乳幼児がお腹がすいた時の泣き声や排泄・体の痛み・眠い等に出す泣き声は、各々の周波数が違うのだそうです。おおざっぱでもよろしいのですが、妊婦がそれを理解することも出産前の教育の中に取り入れると子どもの泣き声を理解する力

がつき、それによってお父さんお母さんとの子どものコミュニケーションが豊かになっていく。子育ての自信、ストレスの減少等で実りある親子（信頼し合える）の生活が出来るのではないかと思っています。重ねますと子どもたちの不満解消に対応するような、メッセージやからだ言葉を理解する親になることが、防犯につながるのではないかと思っております。先ほど、家庭は土台だと申し上げましたが、そこが出発点ではないかと思っています。それから周りの大人、地域社会の人たちにとっても前にも申し上げましたが、条例は、唱えるものでなく、実践される、実行されるものであって欲しいと考えています。地域社会の大人は、子どものメッセージというものをプラス思考で理解する方向、こんな地域づくりができるような内容が、条例に組み込まれたらどうかと思っています。以上です。

A委員

色々お話のあった中で、地域のコミュニティづくりについて、資料のイの基本的な施策に関する事項の中に意識啓発と教育の実施についてあります。こういったところもコミュニティが作られていくような部分として非常に重要なウエイトがあると感じました。3ページの自主防犯活動に対する支援ですが、犯罪被害者の支援とかそういった事も含まれるのだろうと思います。

また、一般に人の目に付くことで、話が細かくなりますが、いわゆるピンクビラというものがありまして、少年補導員とか防犯関係の方とか一般の方とかが剥がして下さっているものがあります。宇都宮市にも屋外広告物条例がありますけれども除却規定が無いと思います。トラブルが生じたことはありませんけれども、必要性を感じますので、除却規定をこれで規定するのがいいのか、屋外広告物条例に規定するのがいいか、ご検討いた

だきたいと思います。最近は、電話ボックスなどはずいぶん皆さんのがはがしてくださいるので、少なくなっていますけれども、権限の話もありましたが、電話ボックスなどNTTが指定しているところもありますし、県によつては、屋外広告物条例で指定して剥がしてもらっている規定もありますので、そういうご検討もいただきたいと思います。

(オ) の防犯に配慮した都市環境づくりですが、ここに道路、公園、駐車場が特記して書いてありますが、都市開発とか住宅の造成に関して、神奈川県では生活安全条例ではなくてまちづくり条例として、少しニュアンスが違うものがあります。そちらの方でもっぱら何戸以上住宅を作る時には警察と協議するようにとか、市長が指導するとか町長が指導するとか、何ヘクタール以上の開発をする時は事前協議の際に同じように協議するとか、そういう規定があります。最近は、防犯設備士という資格が出来ました。国家試験ではありませんが、相当の知識を認定する制度がありますので、そういう方に入つてもらって、いろんなアドバイスをもらう。個人で住宅を建てる場合には、普段チラシで見ても関心がないと見ない、いざ建築確認で申請した場合に建築業者を通して、建築主に対してこういった防犯ガラスがありますとか、合わせガラスがありますとか、周りはこうした方がいいとか、そういうパンフレットを通して、そういう機会を捉えて広報すれば結構効果があるのかなという気がします。

また、先ほどのピンクビルに関連しますが、一般の人の目に付くので影響が大きいのではないかと思うのですが、本町、泉町とか駅東あたり、相当大きな繁華街になっていますので、風俗環境が悪い。それが青少年の育成上の問題でもありますし、暴力団の事務所も3箇所5箇所と集中している。周りに与える影響も大きいこともありますので、推進モデル地

区など、風俗環境の浄化に配慮した都市環境づくりについてもご検討いただきたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。他にご意見ありますか。

C委員 今、A委員や、先ほどG委員から岐阜の条例の事例が出ましたが、金沢市における安全で安心なまちづくり条例というのが、いただいた資料にあります。今のA委員さんがおっしゃったような地域に地域コミュニティ団体を小学校区単位に作るよう努力義務が唱われているのですね、それで、金沢の条例をずっと見ると特に16条には私が申し上げたように市の職員が積極的に努力しなくてはならないような努力義務が入っていますし、これを大いに参考にさせていただきたいと思います。もう1点は、毎週木曜日に「ご近所の底力」という番組をNHKでやっているのですが、これが大変私たちの安全で安心に大いに関係があります。先ほどE委員さんがお話した、ちょっと入ろうとしたら声をかけられた、あれと全く同じような事例がやっていました。そういうことで、声かけ運動は大事であります。そこで、思いつきとして、地域をグルグル回ってくれる人は、新聞配達員と郵便配達員ですが、この間、朝日新聞で、こういう地域をこういう配達員が回っていますという顔写真入りのチラシが入っていました。それを見てこういった方々にもこのような運動の中で、是非、お役に立ってもらうような施策と言いますか、考え方はいいなと思いました。私も郵便配達が来ると必ず、庭をやっている時などは、出て行ってご苦労さんと声をかけるのですが、ああいう人たちの力というのは地域の防犯に大いに力になるのではないかと、それをどう活用するかということも検討すべきで

はないでしょうか。

条例に盛り込むことではありませんけれども、何らかの形で、ツバをつけるような、そんな考え方があってもいいのかなと感じております。以上です。

会長

今、非常に条例にどう盛り込むかという内容を話していただいて、条例にストレートに入らなくても、ある条例の条文から今言ったようなことをどんどん活用できるようにしていくことも言えると思います。私が住んでいる家は、そばに大きな会社があるのですが、刑務所みたいな塀を造っています。それでその塀の中は、ガードマンがグルグル回って守っているのです。中を守るためにガードマンを雇っているのです。あのガードマンの人が塀の外も歩いていたら、周りはずいぶん助かると思っています。例えば、大きな会社ですね、塀を造るのは全部中を守るためです。中を回るガードマンを、会社に経費使ってもらって、外も回ってもらうとそれは警察と十分協議してないとどっちがどっちかわからなくなってしまうと困りますから、そういう事が一つ行なわれると我々もそうですけど、内からカギをかけるというのは、中を守るという発想だけですね。だから、DVなどが起きてもわからなくなってしまうのです。家の外を守る、回るという発想があれば、また、ずいぶん違います。昔の家とか田舎はそうだったと思います。中からカギをかけなくとも外を回っているから、中々、泥棒も入りにくいのです。今は、中をいるかいないかさえ確認すれば、後は悠悠自適に入れるわけですから、そういうものではないのではないかと思います。

それから、規範意識という問題は、法律学などやっている人間は中々持

ち出しにくい、I委員そうですよね、言いにくいのですけど、この前、ある高校に講演会を頼まれ、人権教育について話してほしいと言われて行ったのですが、300人が400人以上いたと思いますが、前にいる子どもたちは、高校生ですが、ペアで座ってイチャイチャしているのです。講演の最中に。かと思えば3分の1くらいは、私が入る前から寝ているのです。体育館ですけども。ここで人権教育をしてなにになるのだと、むしろ規範意識の方が先じゃないか。先生が来たら目を開けるとかですね、人が話している最中イチャイチャしないとかですね、人権教育の前に規範意識が大事ではなのかなと思いながら、人権教育をしていますと何かむなしさを感じる。それで、留学生を連れて行きましたので、留学生はそんなことはお構いなしですから、私の話が20分くらいで終わった後、留学生が自分の民族楽器を使って、音楽をしたのですね、そうしたら、眠っていた、イチャイチャしていた連中が、皆パッと起きて、真剣にそっちを見ました。規範意識というのは、人権教育よりも文化教育のほうがはるかに効果があって、その中で、何とか文化的な授業をしながら、規範意識を高めることは出来ないかと思って、この前高校へ行って帰ってきました。こんな難しいことをしゃべるよりは、何か文化教育をしている、それでパッと目を覚まして、そこで何か教育的な事が出来れば、規範意識を高めるような教育がつながっていけばいいと、そんな方たち頼めば、楽しく目をさまさせながら、規範意識も人権教育もできるかと思いました。ちょっとくだらないエピソードですけど、そういうことがありました。まだ、時間が少々ございます。4分か5分ほどありますのでどうぞ。

副会長

今、会長から学校のお話がありましたが、私も学校から依頼されました

て、人権教育や総合学習の話をしています。子供たちは、ボランティア活動や実践活動は、皆どの子も一生懸命やります。それがこの前ビックリしたのは、国際交流をやりたいと言うので、アジア系の方々を強引にお願いしまして、学校にきていただきました。ところが、その学校にいる育ちのできていない、子どもが教えに来ていただいている外国の方のところへ行つて、ひどい言葉で、脅かしたらしいのです。その方、日本の文化、日本の学校というものはこんなものかということで、その後、学校へ来てくれなくなったということで、これは国際問題になってしまふと非常に頭を痛めました。学校には、どこでもそういう子どもが現実にいるわけです。その子ども達も、先ほどからずっと話が出ておりますが、キレると何をするかわかりません。ですから、手の空いている先生は自分の仕事があるにもかかわらず、3人4人とその子を囲んでいるわけです。今は、手はかけられないのです。私は、皆で応援するから殴ってくださいと言うのですが。言ってわからないのだから叩くしかないじゃないですか、これ過激ですか。本当にそう思っています。そんな状況が続いています。親は何やっているの、と怒るので、PTA会長曰く、PTA総会をやっても、研修会をやっても何割のほんの僅かのPTAしか出てこない。それ出てくるお父さん、お母さんの子どもさんは全く問題ないというのです。いい子、悪い子に関わらず、こういう現実、親がまるで育っていない地域になってしまっている現実もあります。それから、今日も補導があるので、この前、補導で地区を回っていました。そうしましたら一緒に補導で回る先生の話の中でその場所を何箇所か回ったのですけど、中学生が小学生に公園で、タバコを強要させたという事実が3校から出てきたのです。ビックリして歩いていたら、たまたま強要させられたという小学生が遊んでいました。自分の

意志をはつきりいえない子どもだったのですが、事情を聞きましたところ、強要した中学生も、いい子ではないですね。そういう現実もありました。色々事情を聞いてみると、中学生が小学生にタバコを強要させていたその周囲には、住宅もたくさんありますし、大人の姿もあったそうです。にもかかわらず、一人もやめなさいと言う声かけが無かった、という話も聞きました。非常に情けない大人の社会になってしまっているということを感じました。たまたま、その同じ日に車椅子で生活をしている方からSOSの電話が入ったので、帰りがけにおじやまをしてみました。そうしましたら、あるセールスが、たまたま玄関のカギを開けてしまっていたらしいのですが、強引に入り込んでしまって、ある物をしつこく買えと強要されたということで困っていました。弱者と言えば弱者なのかもしませんが、大変な時代になったと思います。また、別の団地の、独居老人の方からも電話がありまして、市役所の人が来て水道の蛇口にこういう設備を取り替えないといけないということで、お金は今払わなくてもいいから、付けていきますので、通帳の口座番号を見せて下さいとのこと。胸に宇都宮市役所水道局ってちゃんと名前がかかっていたそうです。水道局員が着るような制服で、工事をするようなものを着ていたものですから、すっかりその方も信用して、通帳を出してしまったそうです。番号とか書かれていたらしいのですけども、その時たまたまその地区でボランティアでがんばっている仲間が、その家を訪問してそのセールスに会い、すごいやりとりがあったらしいのですが、わかったと言って通帳を投げて出て行ったそうです。すぐに警察には連絡したのですが、本当にどこで、どんな被害に遭うかわかりません。安心安全って何なのかなということを日々考えております。それこそ中学生、高校生に話を聞くと、シンナーや

麻薬など、インターネットでいくらでも手に入るそうです。おもてにはあまり出でていないようですが、子どもたちの方がすごく知識は広いです。悪い知識というのでしょうか、これをどういうふうにストップしていかなければいいのかと子ども自身にそれらの大変さを教育していかなければなりません。家庭がダメなら、学校、学校もそこまで全部はできないでしょうか、地域力でなんとかしていかなくてはいけないのかと言うことを、私は日頃感じています。申し上げたいことは一杯あるのですが、警察にお世話になっている子がいるのですけど、これは保護観察で見た子です。この子がどうしても面会にきて欲しいという電話がありました。私は、担当を外れているのですが、この子は何度も刑務所を出たり入ったりしています。保護観察で見ている時は、ここに保護司の先生が何名かいますから、そのご苦労がわかると思うのですが、とてもいい子で一生懸命更生するのですが、もう大丈夫だと社会に出て観察が終わるとまた同じことを繰り返しているのです。この子は知的にちょっと弱いのですが、とても気持ちはいい子で、周りの先輩や何かに脅されるとその手にのってしまって、また同じことを繰り返してしまうわけです。悪い連中は車で逃げてしまい、その子だけが警察のお世話になってしまいます。このような子どもを一体どうやって私たちは社会の中で、安心して生活していくように救ってあげればいいのか。ということも本当に頭が痛いです。さっきのDVの話ではないのですけど、保護司でもどうにもならない人がいたものですから、私が直接行って離婚をさせました。そんな事もありますし、本当に地域の中は、安全で安心に生活できる、それで安心でない事例がいつ私たちの身に降りかかるてくるかもわからない、そんな日常になっているのかなということを感じます。ここまでできてしまったら、本当にどうすればいいのだろうと

いつも思います。そう考えた時に先ほどからお腹の中にいるときから 60 パーセントの子どもは、生まれて大人になったときにDVやらこういうことをやりかねない子で育ってきますよという話も実証されています。そういう子に対する私たち大人としてのフォローの仕方も真剣に考えていかなくてはいけないでしょうし、それこそ行政との協働がそこに必要だと思います。ただ私の信念なのですが、生きてきた以上、命を大事にしなくてはいけないということ、これだけはしっかりと教え込むというか、自分たちも命を大切にする姿を子どもたちに見せていくながら、子どもたちにも命の大切さを、一度死んだら再生しないことを教えなければいけない。この前もNHKでやっていました。殺されてもすぐ生まてくるのだ、と考えている子がすごい割合で多いのです。『一度死んでしまったら大切な命は絶対戻ってこない』、『自分の命も大切にしながら相手の命も大切にする』そのことをベースにしっかりと皆で教え、私たちもそういう生き方をしていかないと、どうにもならないと自分自身の中で思っております。また、市で作ってくださった条例の案に、たいがいのことは入っていると思います。その他の項目以外の事項というのがあります、懇談会以外での施策、これも全部入れて欲しいなと思います。書いていただいた中で、私たちが補導などで回っていて思いますのは、事業者の責務に関する事項の中での例えば廃屋がありますが、工場がつぶれてしまった跡とか、そういうものへの義務というのもどこかにきちんといてもらえないものかと思います。子どもたちの格好の非行の場所、隠れ場所になっております。それから網掛けも非常に大事だと思います。例えば、教育の実施の中では、薬物乱用の恐ろしさですか、DVの問題ですか、消費生活の問題ですかとも、入れる必要もあるでしょうし、他にも色々ありますが、時

間がなくなってきたようですから、また次回に譲りたいと思います。まど  
まりのない話で、失礼いたしました。

K委員 色々なお話を聞かせていただいて、この条例に盛り込むには本当に大き  
すぎるなというところもあると思いました。私が意見として言えるような  
ことではないのですが、本当にやはり自治会の問題等でよくお聞きしたの  
は、古い地域と新しい地域がどんどん寄せ集めで、開発されていく地域が  
多くて、子供さんが学校へというと結構お話もするのですが、ただやはり  
昼間などを見ますと本当に外へ出ている方は誰もいないというか、閑散と  
している町並みというのが非常に多く、ここで何があっても目撃者はいな  
いし、わからないだろうなという地域が増えてきていると思います。それ  
でやはり一番コミュニティという問題、毎回申し上げているのですが、や  
はり家庭内でのコミュニケーションと地域で外へ出でるコミュニケーション  
ということで、家ばかりを守るのではなくて、地域を守っていくとい  
う、そういう連動性を持っていくコミュニティ、本当に自治会とかの清掃  
といっても誰も出て来ないというのが現状なのです。ですから前は皆で外  
へ出て、きれいなところでも自分の周りだけでなく、少しは歩いてゴミ拾  
いをしましょうとかあったのですが、段々簡素化されてしまつて、自分  
家の周りだけというかたちで、本当に地域の方との会話をする時間とい  
うかそういうものも中々取れない状況というか、顔の見えるそれぞれ自分  
いる地域の方々ぐらいは顔の見えるそういうまちづくりを推進していけれ  
ばと思います。以上です。

L委員 先ほどお聞きした、E委員から出た、子どもたちの入学式の問題、これ

は私も実体験で感じているのですが、PTA会長を7年間やっているのですが、子どもたちは年々変わっています。この前、幼稚園の運動会にご招待いただいたとき、昔はお遊戯というと皆やっていたのですけど、大体各クラスに何人か、本当に共同生活ができない子が増えたのではないかなどと思います。他の幼稚園の関係の方と話した時には、医学の進歩というのがひとつあり、結局昔は亡くなってしまった子どもも生存できて、幼稚園に入ってくる多動児とか非常に増えてきていると、ちらっと聞いたことがあります。そうすると副会長が先ほど言われたように、知的に障害のある子に関することは、これから避けられないことなのかなということで、非常に今までの実体験とラップして、大切なことなのだなとつくづく感じております。

また、仕事で工事関係の新しい分譲地よく行くのですけど、雪の降った日などはビックリします。道の半分まで、きれいに四角くどかして、道の半分は関係ないのです。道の中心までは自分の家だ、向こうはおまえの家だからやれよ、ときれいに四角くやっているお宅があつたり、なんなんだろうな隣近所って、非常に私もビックリしたことがあるのですが、本当に先ほどD委員が言っていましたようにあいさつ運動とかそういうものが、逆にそういうものが必要な時代なのかなというのを感じております。もう一つアイデア通信の中のA委員からもでた自主防犯ということで交番に人がいないということで、昔は交番を除くとお巡りさんが何人かいてお巡りさんがいるのだなというのがあったのですが、今は本当に行つてもいないということで、警察マンガだと派出所内でバタバタとやっているあのような風景が今は絶対ないのかなと思っています。そういうものを考えれば自主防犯ということは佐野などでやっているガーディアン・エン

ジエルみたいな自主防衛隊のようなものも一つ条例に盛り込めればいいのかと思う。その中でDVとか幼児虐待というのは、本当に私たちも学校教育に行きますと子供というのは先ほどの小山の話がでしたが親のいやなことは絶対隠しますので中々出にくいそして子どもたちは何の力もなく生活力もありません。奥さんだったら出て行ってしまえばということあるのでしょうかけど子どもは出て行くところもないということで私もPTAの関係者としてはそういうものも見ていただければなと思います。全然関係ないのですが、ある意味安全で安心なまちづくりということで某市役所でやっている「すぐやる課」みたいなものが非常にPTA活動でも市役所とか県の職員の方がですね民間が逆に避けていますのでPTA会長さんをやつていらっしゃる方が非常に多く、市役所の方とか非常に協力していただいているのですが、そういう中ですぐやるああいうものを家が蜂で困った時にこういうのはないかとテレビで見て思ったのでこういうのも一つユニークなものとして採用するのも面白いのかと思いました。

会長 それでは、これで一通りはご意見聞きました。L委員申し訳ありませんでした。次回は是非一番最初にお願いします。

これで、本日の審議は終わりにしたいと思います。

そのほか事務局から何かありましたらお願ひいたします。

事務局 次回の日程について説明

会長 それでは、次回もよろしくお願ひいたします。

閉会 (午後4時09分)